

広島県告示第八百三十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定によって、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退があった。

平成二十年十月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

薬局又は指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	辞退年月日
ハート薬局千代田店	山県郡北広島町蔵迫一六七―三	育成医療・更生医療・精神 通院医療	平成二〇年九月三 〇日